電波法施行規則等の一部を改正する省令

（電波法施行規則の一部改正）

第一条　電波法施行規則（昭和二十五年電波監理委員会規則第十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改める。

改正後	改正前
（免許を要しない無線局） **第六条**　法第四条第一号に規定する発射する電波が著しく微弱な無線局を次のとおり定める。 ［一～三　略］ ［２・３　略］ ４　法第四条第三号の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～十　略］ 十一　五・二GHz帯高出力データ通信システム（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局（屋外で利用するもの又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワットを超えるものに限る。）と陸上移動局との間、携帯基地局と携帯局との間又は携帯局相互間（基地局又は携帯局と当該周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局との間を含む。）で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるもの及び電気通信回線設備に接続するものを含む。）をいう。以下同じ。）の陸上移動局又は携帯局（法第二十七条の二十一の登録を受けた携帯局と通信するものであつて、陸上に開設するものに限る。）であつて、かつ、空中線電力が〇・二ワット以下であるもの （登録の対象とする無線局） **第十六条**　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線局は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　設備規則第四十九条の二十の二第三項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯基地局 七　設備規則第四十九条の二十の二第三項に規定する技術基準に係る無線設備を使用する携帯局（第六条第四項第十一号に掲げるものを除く。） 八から十まで　削除 ［十一～十二　略］ （登録局の無線設備の規格） **第十七条**　法第二十七条の二十一第一項の総務省令で定める無線設備の規格は、次に掲げるものとする。 ［一～五　略］ 六　設備規則第四十九条の二十の二第三項に規定する技術基準のうち携帯基地局に係るもの 七　設備規則第四十九条の二十の二第三項に規定する技術基準のうち携帯局（第六条第四項第十一号に掲げるものを除く。）に係るもの 八から十まで　削除 ［十一～十二　略］ （簡易な操作） **第三十三条**　法第三十九条第一項本文の総務省令で定める簡易な操作は、次のとおりとする。ただし、第三十四条の二各号に掲げる無線設備の操作を除く。 一　法第四条第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局並びに五・二GHz帯高出力データ通信システムの携帯基地局及び携帯局の無線設備の操作 ［二～八　略］	（免許を要しない無線局） **第六条**　［同上］ ［一～三　同上］ ［２・３　同上］ ４　［同上］ ［一～十　同上］ 十一　五・二GHz帯高出力データ通信システム（五、一五〇MHzを超え五、二五〇MHz以下の周波数の電波を使用し、主としてデータ伝送のために基地局（屋外で利用するもの又は最大等価等方輻射電力が二〇〇ミリワットを超えるものに限る。）と陸上移動局との間（基地局と当該周波数の電波を使用する小電力データ通信システムの無線局との間を含む。）で行う無線通信（陸上移動中継局の中継によるもの及び電気通信回線設備に接続するものを含む。）をいう。以下同じ。）の陸上移動局であつて、かつ、空中線電力が〇・二ワット以下であるもの （登録の対象とする無線局） **第十六条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六から十まで　削除 ［十一～十二　同上］ （登録局の無線設備の規格） **第十七条**　［同上］ ［一～五　同上］ 六から十まで　削除 ［十一～十二　同上］ （簡易な操作） **第三十三条**　［同上］ 一　法第四条第一号から第三号までに規定する免許を要しない無線局の無線設備の操作 ［二～八　同上］